

掲示期間 2.26-3.7

新潟市江南区福祉センター条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成27年2月26日

新潟市長 篠田 昭

新潟市規則第9号

新潟市江南区福祉センター条例の施行期日を定める規則

新潟市江南区福祉センター条例（平成26年新潟市条例第64号）の施行期日は、平成27年3月30日とする。